政　令

防衛省設置法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和五年三月十日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第四十七号

防衛省設置法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、防衛省設置法等の一部を改正する法律（令和四年法律第二十六号）附則第一条本文及び第二号の規定に基づき、この政令を制定する。

防衛省設置法等の一部を改正する法律の施行期日は令和五年三月十六日とし、同法附則第一条第二号に掲げる規定（同法附則第五条及び第六条の規定に限る。）の施行期日は同年四月一日とする。

内閣総理大臣　岸田　文雄
総務大臣　松本　剛明
厚生労働大臣　加藤　勝信
防衛大臣　浜田　靖一

自衛隊法施行令及び防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和五年三月十日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第四十八号

自衛隊法施行令及び防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第二十三条並びに防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）第十四条第二項において準用する一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第十三条の二第一項及び第二項並びに第十四条第一項及び第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

第一条　自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）の一部を次のように改正する。

第十条中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号から第八号までを一号ずつ繰り上げる。

第十二条の二中第三号を削り、第四号を第三号とし、同号の次に次の一号を加える。

四　普通科連隊三及び偵察戦闘大隊一

別表第七宮古島駐屯地の項の次に次のように加える。

石垣駐屯地	石垣市

第二条　防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（昭和二十七年政令第三百六十八号）の一部を次のように改正する。

（防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部改正）

別表第六宮古島駐屯地に所在する陸上自衛隊の部隊又は機関の項の次に次のように加える。

石垣駐屯地に所在する陸上自衛隊の部隊又は機関	三級

附　則

この政令は、令和五年三月十六日から施行する。

防衛大臣　浜田　靖一
内閣総理大臣　岸田　文雄

警察法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和五年三月十日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第四十九号

警察法施行令の一部を改正する政令

内閣は、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）第三十七条第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

警察法施行令（昭和二十九年政令第百五十一号）の一部を次のように改正する。

第三条に次の一項を加える。

6　法第五十六条の四第一項本文の規定による任命をされた警察官が退職した場合の退職手当については、第一項の規定にかかわらず、国は、都道府県に対し、当該警察官が当該任命の日の前日に国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第八十一条の六第一項の規定により退職したものとするならば国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）の規定により支給されることとなる退職手当の額に相当する額（当該額が当該警察官に対し現に支給される退職手当の額を超える場合にあつては、当該現に支給される退職手当の額）を補助するものとする。

附　則

この政令は、令和五年四月一日から施行する。

内閣総理大臣　岸田　文雄

省　令

○厚生労働省令第二十号

医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第十七条の規定に基づき、医療法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年三月十日

厚生労働大臣　加藤　勝信

医療法施行規則の一部を改正する省令

医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
第十四条　病院又は診療所の管理者は、その病院又は診療所に存する医薬品、医療機器及び再生医療等製品につき医薬品医療機器等法の規定に違反しないよう必要な注意をしなければならない。	**第十四条**　病院又は診療所の管理者はその病院又は診療所に存する医薬品、再生医療等製品及び用具につき医薬品医療機器等法の規定に違反しないよう必要な注意をしなければならない。